

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を 改正する法律案について

1. 趣旨

人事院からの意見の申出（令和3年8月10日）を受けた一般職の国家公務員育児休業法改正に準じて、育児休業の取得回数制限を緩和するもの。

2. 概要

育児休業の取得回数制限の緩和

現行 : 原則 1 回まで育児休業を取得可能
(これに加え、子の出生後 8 週間以内に 1 回取得可能)

改正案 : 原則 2 回まで育児休業を取得可能
(これに加え、子の出生後 8 週間以内に 2 回取得可能)

【施行期日】

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日
(同法公布の日から 9 月を超えない範囲内)